

豊川市木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における避難弱者の安全性を確保するために行う木造住宅への耐震シェルターの整備に係る費用の一部について、予算の範囲内で交付する豊川市耐震シェルター等整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 豊川市が実施する無料耐震診断
 - イ (財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断
- (2) 耐震シェルター 地震時住宅倒壊から人命を守ることを目的とする住宅内に整備する装置であり、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、愛知県知事の認めるもの（別表1）をいう。
- (3) 補助対象経費 耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用をいう。
- (4) 高齢者 補助金の申請をする年度の末日において、満65才以上である者をいう。
- (5) 障がい者 次のいずれかに該当する手帳の交付を受けている者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された精神保健福祉手帳
 - ウ 愛知県知事の発行する療育手帳

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する旧基準木造住宅であること。
- (2) 第2条第1号に規定する木造住宅耐震診断において、同号アの判定値が0.7以下又は同号イの得点が60点以下と診断されていること。
- (3) この要綱による補助金の交付を受け、耐震シェルターの整備がされていないこと。
- (4) 過去に豊川市木造住宅耐震改修工事等補助制度その他の補助制度に基づく耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の補助金その他これに準ずるものの交付を受けたことのある住宅でないこと。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる旧基準木造住宅に居住する者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の制限)

第5条 補助の対象となる耐震シェルターの台数は、補助対象住宅1戸当たり1台とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、30万円(補助対象経費が30万円に満たないときは、当該経費の額とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 固定資産所有証明書
- (2) 住宅耐震診断結果報告書等の写し(第2条第2号によるものに限る)
- (3) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (4) 申請者と住宅所有者が異なる場合にあっては、耐震シェルターを整備することについて、住宅所有者が承諾していることを確認する承諾書(様式第2号)
- (5) 案内図
- (6) 平面図(整備予定場所を明記したもの)
- (7) 整備予定場所の写真
- (8) 市県民税及び固定資産税の納税証明書(完納を証するもの)
- (9) 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)
- (10) 障がい者又は高齢者世帯の場合は、住民票の写し又は身体障害者手帳等の写し等
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める

ときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があるときは前項の決定に条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第9条 申請者は、補助金の交付決定後に、補助金の額の変更が生じる整備内容の変更をしようとするときは、変更内容が分かる書類を添付して、交付変更申請書（様式第4号）により、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定変更通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の工事着手）

第10条 補助対象工事の着手は、交付決定通知を受けた後に行わなければならない。

（完了実績報告等）

第11条 申請者は、耐震シェルターの整備が完了したときは、整備が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる関係書類を添えて、完了実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの整備に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルターの整備に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 整備前、整備中及び整備完了後の写真
- (4) その他、市長が必要と認める書類

（補助事業の中止）

第12条 申請者は、補助金の交付決定後において、当該申請を取り下げ、又は整備を取り止めるときは、事業中止届（様式7号）により、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第14条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確

定後、速やかに請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条に定める期日までに、完了実績報告書を提出しなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日より施行する。

別表1 (第2条関係)

No.	名称	会社名
1	木造軸組耐震シェルター「剛建」	有限会社宮田鉄工
2	耐震シェルター 耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
3	つみつくブロックシェルター	株式会社つみつく、 NPO 法人つみっ庫くらぶ
4	木質耐震シェルター70K	一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会
5	防災ベッド BB-002	株式会社ニッケン鋼業
6	介護用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
7	安心防災ベッド枠 B	フジワラ産業株式会社
8	お部屋まるごと コンテナ型耐震 シェルター まもルーム	株式会社カラフルコンテナ
9	耐震健康シェルター 「命守 (いのちもり)」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
10	耐震ベッド「ウッド・ラック」 ひのき庵	新光産業株式会社
11	耐震ベッド「ウッド・ラック」 (WOOD・LUCK)	新光産業株式会社
12	減災寝室	有限会社扇光
13	パネル式耐震シェルター	SUS 株式会社
14	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
15	シェルキューブ R	株式会社デリス建築研究所
16	耐震 TB シェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設
17	耐震シェルター レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
18	～住居内の安心できる避難場所 「!逃げ込め」～ シェルターユニットバス (UB)	J 建築システム株式会社